一般社団法人山梨県理学療法士会 慶弔規定

1. 慶事 士会員の結婚

会長名で祝電を打つ

2. 弔事 ①士会員本人

弔慰金 (20,000 円)

献 花 (15,000円)

三役葬儀参列

*三役が参列できない場合は弔電とする

②士会員の実父母、実子及び配偶者

献花 (15,000円)

弔電

- *実父母および実子について、血縁関係以外であっても、養子縁組等により法律上の親子関係と認められる場合は同様とする。
- 3. 士会員の慶事及び弔事が発生した場合は、この慶弔規定に基づき事務管理局が対応を行う。 士会員(本人または、職場士会員)は、慶事及び弔事が発生した場合は事務管理局に連絡する ものとする。

弔事が士会員本人の場合は、その所属の長あるいは士会員が事務管理局に連絡するものとする (自宅会員及び会員が一人の職場に関しては、所属施設又は家族に連絡等の協力をお願いする)。 連絡方法は、当士会ホームページ上の通知フォームに沿って事務管理局へ連絡するものとする (電話連絡も可能)。

事務管理局は会員の慶弔について常に情報収集に努め、また士会員も連絡を行うよう心がける。

4. その他 2. で規定する士会員以外の関係者の弔事については、会長はじめ三役の判断により適宜対応する。

以上

- 付則 1.この規定は本理事会により改廃する。
 - 2. 平成 22 年 10 月 19 日より施行する。
 - 3. 平成23年4月1日一部改定により施行する。
 - 4. 平成24年4月1日一部改定により施行する。

- 5. 平成 25 年 10 月 29 日一部改正により施行する。
- 6. 平成 25 年 12 月 17 日一部改正により施行する。
- 7. 平成 30 年 6 月 26 日一部改正により施行する。